

令和3年4月15日

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 飲食店等に対する営業時間短縮要請について

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

種類	施設
飲食店 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

○営業にあたっては、下記の感染対策の徹底を要請

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛
- ⑫ 業種別ガイドラインの遵守

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

2 実施期間・対象地域・協力金

(1) 神戸地域、阪神南地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、 芦屋市)	・営業時間は 5 時から 21 時まで、酒類提供は 11 時から 20 時 30 分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/5(月) ～5/5(水・祝)		・営業時間は 5 時から <u>20 時</u> まで、酒類提供は 11 時から <u>19 時</u> まで ・感染対策の徹底 (※)	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

(※)特措法第31条の6第1項に基づく (感染対策の徹底については前頁①～⑨)

(2) 阪神北地域、明石市

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市)	・営業時間は 5 時から 21 時まで、酒類提供は 11 時から 20 時 30 分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水・祝)		・営業時間は 5 時から <u>20 時</u> まで、酒類提供は 11 時から <u>19 時</u> まで ・感染対策の徹底 (※)	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

(※)特措法第31条の6第1項に基づく (感染対策の徹底については前頁①～⑨)

(3) 東播磨地域(明石市除く)、中播磨地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	東播磨地域(加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、 福崎町、神河町)	・営業時間は 5 時から <u>21 時</u> まで、酒類提供は 11 時から <u>20 時 30 分</u> まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水・祝)			事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙) (予定)

(4) その他の地域

営業にあたっては、前頁 1 の感染対策の徹底を要請

お問い合わせ先

- ◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 、受付時間：平日 9 時～17 時

- ◆兵庫県時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 、受付時間：平日 9 時～17 時

- ◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

「まん延防止等重点措置実施区域」の拡大等に係る 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」として、新たに阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町）及び明石市の飲食店に対して、営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）を4月22日から5月5日まで要請します。

また、「まん延防止等重点措置実施区域」以外の3市5町（東播磨地域（明石市除く）と中播磨地域）の飲食店に対する時短営業の要請を、5月5日まで延長します。

この時短営業の要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。申請受付は、要請期間終了後に開始します。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行うことが必要です。

3 支給額

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[まん延防止等重点措置]	
対象期間	令和3年4月5日(月)～5月5日(水)	令和3年4月22日(木)～5月5日(水)
対象区域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町・明石市
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）	
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること	
支給額	1日当たり4～20万円(※)/店舗×時短営業日数（最大31日間） ※〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円 〈大企業〉 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）〈中小企業もこの方式を選択可〉	

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[県による要請分]	
対象期間 対象区域 支給額	①令和3年4月1日(木)～4月4日(日) 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町 (12市6町)	1日当たり4万円/ 店舗
	②令和3年4月5日(月)～4月21日(水) 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・加古川市・高砂市・姫路市・猪名川町・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町 (8市6町)	1日当たり4万円/ 店舗
	③令和3年4月22日(木)～5月5日(水) 加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町 (3市5町)	1日当たり2.5～ 20万円/店舗*
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）	
要請内容	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）に短縮すること	
* 〈参考〉 協力金単 価の算出 方法	〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・ 83,333円以下の店舗：2.5万円 ・ 83,333～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・ 25万円以上の店舗：7.5万円 〈大企業〉 1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限：20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額) 〈中小企業もこの方式を選択可〉	

※ 4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等

区域	4/1～4/4	4/5～	4/22～
神戸・尼崎・西宮・芦屋		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数	
伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川・明石	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数		
その他3市5町 (明石以外の東播磨・中播磨)			@2.5～20万円 ×時短営業日数

4 支給時期・申請方法

要請期間が終了後、申請受付を開始予定です。

具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。